

蒲郡駅事件・民事裁判判決

刑事「判決」を踏襲する超反動判決を弾劾する！

蒲郡駅事件・民事裁判（就業制限・解雇無効確認）で、名古屋地方裁判所が「請求棄却」の判断を下した根拠は、刑事事件とほぼ同じ考え方、証拠類の検討結果によるのもであると言えます。争点（書庫から文書を撮取したか否か）に対する判断も、HP掲出文書と管理者用文書が一致するのかが「重要な判断要素」とし、この考え方も刑事事件と同様です。

さらに、二つの文書の類似性を肯定する根拠も刑事事件と同様で「文書鑑定結果」「フッターの一致」「防犯ビデオ映像」「コピー履歴」などを上げています。

しかし、どの証拠類の検討結果からも断定的に言い切っており、あるいは事実を突きつけて類似性を肯定する主張は一つありません。

例えば、判決文の中に、「ほぼ一致するものと推認できる」「可能性は相当高い」「掲出文書は本件文書を原稿とした蓋然性が相当程度高いものと一応判断できる」という表現や、「原告の弁解は不自然・不合理であり、推認に疑いを差し挟むべき事情とは成り得ない」というように、推測、憶測で結論を導き出し、「不自然」という一方的な見方で原告の主張を退けています。むしろ、結論に導くために「推認」し、一方では「合理性がない」「推認しても矛盾はない」となで切っているのです。

さらに、「書庫に鍵がかかっていた可能性」には、古田助役は、「秘密文書の管理に対する認識に甘い点があった」から、「鍵を掛けて厳重に保管していたとの供述のみで、鍵を掛けていた可能性を推認できるものではない」とまったく「都合の良い」判断をしています。

また、「指紋がない」という反論には、「指紋捜査が行われたと認めるに足りる証拠はない」「月日の経過、他人の接触」で「指紋は検出されなくなることがあり得る」と主張し、結果として、加藤さんが「本件窃盗を犯したものと推認される」から、会社の解雇選択は不当ではないと結んでいるのです。

こんな「都合の良い」判断で、公平・公正な裁判といえるのでしょうか。まさに刑事裁判と連動した不当判決です。

刑事「判決」を踏襲する超反動判決を弾劾する！
懲戒解雇を正当化する
不当判決を控訴審で覆そう！